

嬉野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和元年度定期監査（学校監査）結果を次のとおり公表する。

令和2年2月6日

嬉野市監査委員 西川 平七

嬉野市監査委員 富永 敏文

1 監査対象校

塩田小学校、五町田小学校、嬉野中学校、吉田小学校

2 監査実施日

令和2年1月20日、21日

3 監査範囲

平成31年4月1日から令和元年12月31日までに執行された事務事業

4 監査方法

監査の実施に当たっては、予算の執行状況、備品等の管理状況及び学校等施設の目的外使用に係る事務等について、各監査対象校及び所管課から提出された関係資料に基づき、関係職員から説明を聴取して監査した。また、工事、修繕箇所及び備品等の管理状況については、現場での確認を担当者の立会いのもと実施した。

5 監査結果

(1) 予算の執行状況

監査対象4校とも、特に予算の執行に遺漏はなく、概ね良好であると評価した。

(2) 備品、薬品等の管理状況

いずれの学校においても備品管理については、良好であると認めた。使用できなくなった備品や買換えに伴う備品の廃棄については、適正に処理されたい。

薬品の管理状況については、管理台帳の記載漏れや希釈した薬品の内容等台帳に整備、管理されていないものがあつた。また、年に1回の点検のみの記載

となっており、使用ごとの記載がされておらず、適正に管理されているものとは言えなかった。様式自体も使用内容、使用量の記載欄がないものや同一の薬品で複数あるものを1枚の台帳にまとめて記載するなど学校によって取扱いに違いがあったため、市内小・中学校で統一した様式の整備と管理方法の見直しを図るため、薬品管理に関するマニュアルを策定するなどにより、厳重な管理となるよう努められたい。

薬品及びその容器の廃棄には、特段の注意をもって処理されるべきものであるが、そのことについて台帳上においても、現場においても確認できなかった。早急に適法・適正な処理、管理への改善を求める。

公用車の運行日誌については、いずれの学校においても公用車管理規程に規定された様式による整備がなされていなかった。公用車管理規程の改正も含めて、適正な管理となるよう検討されたい。

(3) 学校等施設の目的外使用に係る事務

学校等施設の目的外使用については、条例事項であり、条例の規定に基づき事務がなされるべきものであるが、条例に使用許可の対象とする規定のない施設について、使用を許可しているものがあつた。条例及び規則に則り、適法・適正な事務に務められたい。また、使用料については、条例に減免する特例が規定されてはいるが、使用料の減免は、あくまでも例外的なものであり、安易な判断による減免を避け、その妥当性を明確にするため、使用許可書の控え等に減免理由及び根拠規定を明記し、担当者だけではなく、第三者から見てもわかるよう事務処理されたい。

6 まとめ

各監査対象校ともに児童・生徒の学力向上と豊かな心を育てる教育に力を注がれ、校長先生の知恵袋事業など、それぞれ熱意ある学校教育の推進を行い、コミュニティスクール等で地域住民と連携した学校運営に努められていた。

そのような中、予算措置状況も踏まえ、特に児童・生徒の安全管理に関わる事項については、今後も各校とも十分な点検を実施し、引き続き必要な教育環境の維持、施設の安全管理を行う必要がある。

学校現場における薬品管理については、児童・生徒の安全にかかわる重大な事項であることを意識し、事務上の手続の問題としてではなく、安全管理の問題として教職員全体の意識改革に努められたい。

最後に、将来「歓声が響きあう嬉野市」を担う心豊かでたくましい「嬉野っ子」を育成するため、学校、家庭、地域の連携を深めながらそれぞれの教育機能を十分発揮し、子供たちの「確かな学力・豊かな人間性・健康な体」の習得に尽力されたい。